

キリンホールディングス（株）の単元株式数の変更
に伴う有価証券オプションの取扱いについて

平素は、オプション市場の運営に格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、キリンホールディングス（株）（銘柄コード：2503）が、平成 26 年 4 月 1 日（火）を適用日として、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更します。これに伴い、同社株式に係る有価証券オプションの取扱いを下記のとおりとしますので、御通知します。（平成 26 年 3 月 24 日（月）に予定されている株式会社大阪証券取引所（3 月 24 日（月）からは大阪取引所。以下「OSE」という。）のデリバティブ市場と株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）のデリバティブ市場の統合に伴い、同日より、キリンホールディングス（株）株式に係る有価証券オプションを含む東証の全てのデリバティブ商品は、OSE のデリバティブ市場において取引が継続されることとなります。）

なお、（株）日本証券クリアリング機構では、キリンホールディングス（株）株式に係る有価証券オプションについて、平成 26 年 4 月 1 日（火）に前営業日時点の建玉を 10 倍にすることとしています（平成 26 年 3 月 18 日（火）付 Target JSCC サイトの提供書類「有価証券オプションの建玉の調整」を御参照下さい。）。

記

1. 受渡単位の変更

単元株式数の変更に伴い、平成 26 年 4 月 1 日（火）から株券の売買単位が 1,000 株から 100 株となることから、有価証券オプション 1 単位の権利行使により成立する対象株券の売買に係る数量も同日から 100 株に変更します。

2. その他

平成 26 年 3 月 31 日（月）における建玉を平成 26 年 4 月 1 日（火）から 10 倍に調整いたします。

建玉制限数量を以下のとおりとします。

対象有価証券	新建玉制限数量	現行建玉制限数量	適用開始日
キリンホール ディングス（株）	96,500 単位	9,600 単位	平成 26 年 4 月 1 日（火）

（東証規則参照） 有価証券オプション取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例第 44 条第 4 項及び第 78 条第 5 項

（OSE 規則参照） 業務規程第 54 条第 4 項及び受託契約準則第 8 条第 5 項

以上

平成26年3月18日

コニカミノルタ（株）株式に係る個別証券オプションの取扱いについて

コニカミノルタ（株）株式（コード：4902）について、平成26年4月1日（火）を変更日とする単元株式数の変更（500株から100株に変更）が予定されています。

これに伴い、同社株式に係る個別証券オプションの取扱いを下記のとおりとしますので、御通知します。

記

権利行使価格*	建玉*	個別証券オプション1単位の対象証券の数量*	建玉制限数量*
不変	5倍	500株→100株	10,600単位→53,100単位

* 平成26年3月31日における権利行使価格、建玉、個別証券オプション1単位の対象証券の数量及び建玉制限数量との比較。ただし、権利行使価格については円位未満の端数が生じたときは、円位未満の端数を四捨五入する。

以上